

育児休業手当金支給対象期間延長申出書

大阪市職員共済組合理事長 様

育児休業手当金の支給対象期間の延長を申出します。

令和 年 月 日

所 属	所属コード					職 種	氏 名	職員番号					性 別	男 ・ 女		
								フリガナ								
								(印)								
								連絡先(電話番号)								
出生児氏名							(平・令 年 月 日生)		生年月日	昭 平	年	月	日	生		
支 給 対 象 期 間	当 初	平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日														
	延 長	令和 年 月 日まで延長														
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属機関の長 職 名 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (印) _____</p>																

該 当 理 由	ア	育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、 <u>当該子が1歳に達する日(※)後の期間</u> について、当面その実施が行われない場合。
	イ	保育所への入所は決定しているが、 <u>ならし保育期間</u> に該当する場合。
	常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日(※)後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合	
	ウ	死亡したとき。
エ	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。	
オ	婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。	
カ	六週間(多胎妊娠にあつては、十四週間)以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。	

※パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以後になっている場合は支給期間の末日と読み替える。(1歳到達日が平成29年7月1日以後の場合に限る)

※1歳6か月以後も引き続き同条件に該当する場合は、該当事が2歳に達する日までの育児休業期間まで支給期間を延長できます。(2歳到達日が平成29年10月1日以後の場合に限る)

(ならし保育期間による延長の場合は、最大2週間)

育児休業手当金支給対象期間の延長の申出について

子が1歳に達する日(※)以後の期間について、以下の条件を満たし、育児休業手当金の支給を延長される方は、所属所を通じて速やかに、この届書及び添付書類を提出してください。

《延長の対象となる条件及び添付書類について》

延長の対象となる条件		添付書類
ア	育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日(※)後の期間について、当面その実施が行われない場合。	市町村が発行した保育所入所不承諾通知書など、左記の事実を証明できる書類
イ	保育所への入所は決定しているが、ならし保育期間に該当する場合。	添付書類は不要
常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日(※)後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合。		
ウ	死亡したとき。	住民票の写し(世帯全員)
エ	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。	配偶者の状態についての医師の診断書
オ	婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。	住民票の写し(世帯全員)
カ	六週間(多胎妊娠にあつては、十四週間)以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。	母子手帳等 出生(予定)日がわかる書類

※パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以後になっている場合は支給期間の末日と読み替える。(1歳到達日が平成29年7月1日以後の場合に限る)

※1歳6か月以後も引き続き同条件に該当する場合は、該当子が2歳に達する日までの育児休業期間まで支給期間を延長できます。(2歳到達日が平成29年10月1日以後の場合に限る)
(ならし保育期間による延長の場合は、最大2週間)

※1歳6か月以後の延長の際は、1歳時点の延長要件が引き続いており、1歳6か月以後も同条件に該当することがわかる証明を添付してください。